

福井市企業局条件付き一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福井市企業局会計規程（令和2年福井市公営企業規程第29号）第93条において準用する福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号。以下「財務会計規則」という。）に規定するもののほか、福井市企業局において発注する建設コンサルタント業務等（財務会計規則第96条第1項に規定する建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）及び一般業務（建設コンサルタント業務等を除く。）の委託の契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象案件）

第2条 条件付き一般競争入札の対象案件は、原則として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) （削除）
- (2) （削除）
- (3) 設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が50万円を超える建設コンサルタント業務等
- (4) 設計額又は積算額が50万円を超える一般業務
- (5) （削除）

（入札方法）

第3条 条件付き一般競争入札は、原則として、福井市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとし、その旨を財務会計規則第90条第1項及び第2項の規定による公告（以下「公告」という。）において明らかにするものとする。

（入札公告の方法）

第4条 公告は原則として、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

（入札の公告事項）

第5条 財務会計規則第90条第3項各号に掲げる公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

- (1) 財務会計規則第90条第3項第2号に掲げる入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - ア 財務会計規則第91条から第93条に規定する入札保証金を納付しなければならないこと。
 - イ 財務会計規則第112条から第113条に規定する契約保証金を納付しなければならないこと。

(2) 財務会計規則第90条第3項第3号に掲げる一般競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

ア 確認申請書等（第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号において同じ。）

を提出する時点において、建設工事等の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成6年福井市告示第40号。以下「告示」という。）又は福井市業務委託競争入札参加資格等に関する要綱の規定に基づき、福井市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者（第6条において「有資格者」という。）であること。

イ 確認申請書等を提出する時点において、令第167条の4の規定に該当しない者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

ウ 確認申請書等を提出する時点において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。

エ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

オ 条件付き一般競争入札に付する建設コンサルタント業務等及び一般業務を的確かつ円滑に施行若しくは履行できる者であること。

カ 確認申請書等を提出する時点において、当該条件付き一般競争入札に参加しようとする他の者（その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること（共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）。

(7) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

キ 当該入札において、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

ク （削除）

ケ 条件付き一般競争入札に付する建設コンサルタント業務等に管理技術者及び照査技術者を適切に配置できる者であること。

コ その他必要であると認める資格を有する者であること。

(3) 財務会計規則第90条第3項第4号に掲げる入札の無効に関する事項

ア 財務会計規則第100条各号のいずれかに該当する入札

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

エ (削除)

オ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第2号アからコまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

カ 電子入札心得、福井市企業局電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札

キ 次条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

ク 第12条第1項に規定する内訳書の提出を行わなかった者（同条第2項の規定により提出を求められなかった場合を除く。）又は提出された内訳書が同条第3項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札

ケ その他条件付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

(設計図書等の閲覧等)

第6条 入札執行者は、公告の日から入札書の受付期間が開始する日の前日まで、当該条件付き一般競争入札に係る建設コンサルタント業務等及び一般業務の設計図書及び設計図面の全部の写し又は仕様書（以下「設計図書等」という。）を、入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

2 条件付き一般競争入札に参加しようとする有資格者（共同企業体の場合にあっては、構成員の代表者）は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、入札情報サービスシステムを利用して設計図書等を閲覧しなければならない。

3 設計図書等を閲覧した有資格者は、入札執行者に対し、原則として、第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札書の受付期間が開始する日の3日前（福井市の休日定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までの日の間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。

4 前項の質問は、入札執行者に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。

5 入札執行者は、前2項の規定による質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、書面により回答するとともに、当該質問及び回答の内容を入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

6 前項の閲覧は、入札期間が開始する日の前日まで行うものとする。

(確認申請書等の提出等)

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の有無の確認のためにあらかじめ公告等で示した資料（以下「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

2 確認申請書等の提出期限は、原則として、第4条に規定する公告において指定する日時までと

する。

- 3 確認申請書等の提出は、電子入札システムを利用して行わなければならない。
- 4 (削除)
- 5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正又は再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の通知)

- 第8条 入札担当者は、第7条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日（休日に当た場合は休日の翌日）までに、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（別記様式第5号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。
- 2 入札担当者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。
 - 3 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。
 - 4 第1項の規定による通知（次条及び第10条において「確認通知」という。）は、電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明)

- 第9条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札担当者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。
- 2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
 - 3 入札担当者は、前項の規定による書面の提出があったときは、書面の提出された日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。
 - 4 第1項に規定する書面の提出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。

(入札の辞退)

- 第10条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。
- 2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が次条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
 - 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみに理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(入札書の受付)

- 第11条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日及び前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあっては午前8時30分から午後5時まで、前日にあっては午前8時30分から午後4時までとする。

(内訳書の提出)

- 第12条 入札執行者は、入札参加者に対し、指定した日時及び方法により、内訳書の提出を求

めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が内訳書の提出の必要がないと認めた場合は、内訳書の提出を求めないことができる。
- 3 入札参加者が提出しなければならない内訳書は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - (2) (削除)
 - (3) 内訳明細表及び代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。
- 4 前3項に規定するもののほか、内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(開札の方法)

- 第13条 入札執行者は、公告で指定した開札日時及び開札場所において、当該入札の開札を行うものとする。
- 2 入札執行者は、開札の直前に予定価格及び最低制限価格（総合評価方式を適用する請負等に係る競争入札にあっては、予定価格、調査基準価格及び失格基準価格）を設定するものとする。ただし、一般業務における予定価格については、別に定める方法により設定するものとする。

(落札者の決定)

- 第14条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
- 2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。
 - 3 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を適用する場合は、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。
 - 4 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、電子入札システム上で署名をし、落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。
 - 5 落札者決定は、前項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(再度の入札の実施)

- 第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときに、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。
- 2 前項の再度の入札の受付期間は、原則として、入札参加者に対し再度の入札を行う旨の通知を発出した時から30分を経過する時までとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、入札参加者全員の再度の入札書が提出されたときは、入札執行者は、直ちに入札書の受付を締め切るものとする。
 - 4 入札執行者は、第2項又は前項に規定する入札書の受付期間が終了したときは、遅滞なく開

札を行うものとする。

5 前条の規定は、第1項の再度の入札に準用する。

6 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

（入札の取りやめ）

第16条 入札執行者は、不正な行為等が発覚した場合又はその他やむをえない事由が生じた場合は、入札を取りやめることができるものとし、その場合は福井市企業局のホームページに掲載する方法により周知するものとする。加えて、入札参加者に対し入札の取りやめの通知をするものとする。

2 前項の規定により、入札の取りやめによって損害が生じた場合は、福井市企業局は一切の賠償の責を負わない。

（入札結果の公表）

第17条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果を入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者及び落札決定の日を表示するものとする。

3 前項に規定するもののほか、入札を無効又は失格とされた者がいるときは、入札を無効又は失格としたこと及びその理由を表示するものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めのない事項については、企業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 …電子入札による場合はシステムの様式による。

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

年 月 日

福井市企業管理者 ○○ ○○ 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

○○○○年○月○○日付けで入札公告のありました○○○○○○○○○○○○○○○○工事（業務委託）に係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 資本的関係又は人的関係に関する申告書（様式第4号）
- 2 上記案件に係る入札公告で定められた入札参加者に必要な資格等を証する書類

申請内容に関する照会先

商号又は名称：_____

担 当 部 署：_____

担 当 者：_____

電 話 番 号：_____

F A X 番 号：_____

様式第1号の2…電子入札による場合はシステムの様式による。

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

年 月 日

福井市企業管理者 ○○ ○○ 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

○○○○年○月○○日付けで入札公告のありました○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に
係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 資本的關係又は人的關係に関する申告書

申請内容に関する照会先

商号又は名称：_____

担 当 部 署：_____

担 当 者：_____

電 話 番 号：_____

F A X 番 号：_____

類似工事の施工実績

会社名 _____ 工事名 _____

類似 工事 名称 等	工 事 名 称	
	発注機関名	
	施 工 場 所 (都道府県名・市町村名)	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等 単体・JV（出資比率）	
類似 工事 概要	(構造・延べ面積等を記す)	

注 コリンズ工事カルテ、契約書の写し等工事の施工実績が判断できる資料を添付すること。但し、工期・設計金額等に変更が有る場合は、変更内容が確認できる資料を添付すること。

共同企業体の代表者としての実績を提出する場合は、協定書の写し等出資比率の分るものを添付すること。

類似業務の実績調書

会社名 _____ 業務名 _____

類 似 業 務 名 称	業 務 名 称	
	発注機関名	
	業 務 場 所 (都道府県名・市町村名)	
	契 約 金 額	
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等 単体・JV（出資比率）	
類 似 業 務 概 要		

注 テクリスカルテ、契約書の写し等の業務実績が判断できる資料を添付すること。
 共同企業体の代表者としての実績を提出する場合は、協定書の写し等出資比率の分
 るものを添付すること。

一般競争入札用

配置予定技術者調書（建設工事）

配置予定の監理技術者等の資格、経歴、経験等

	監理技術者等	監理技術者等
会 社 名 (JVの場合は構成員名)		
氏 名		
最 終 学 歴		
法令による免許 種類 取得年 登録番号		
工 事 名		

- 注1 監理技術者及び主任技術者を記入すること。
- 注2 現場代理人及び監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。
- 注3 資格証明書、雇用関係のわかるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 注4 入札参加申請日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、並びに当工事の契約締結日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。（当工事の契約締結日までに、重複する工事が確実に検査終了することが確認できる書類等）

一般競争入札用

配置予定技術者調書（建設コンサルタント業務等）

配置予定の管理技術者等の資格、経歴、経験等

会社名			
業務名			
配置技術者		管理技術者	照査技術者
氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
最終学歴 (学校・学科)	年 月 日卒	年 月 日卒	年 月 日卒
入社日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資格 種類 取得 登録 番号			
実績業務概要	業務名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職		
業務内容			

注 ＊ 管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
＊ 資格証明書等を添付すること。
＊ 同種業務での配置実績を入札参加資格条件とされている場合には、実績業務概要欄に記入し、テクリス・契約書等実績を確認できる書面を添付すること。
(資格のみを条件とする場合は不要)

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職氏名



（※工事名及び地係を記入） の入札
参加申請を行うにあたり、配置予定技術者調書により申請した（※申請している役職名（現場代理人、監理技術者等）及び氏名を記入）につきまして、入札参加申請日において（※他の工事の監理技術者等、兼任できないものを記入）になっておりますが、当工事の契約締結日にはその任を離れ（※申請している役職名（現場代理人、監理技術者等）を記入）としての職務に支障がないことを申し上げます。

なお、当工事の契約締結日において適切に配置できない場合は、当工事の契約の締結を辞退するとともに、そのことを理由とする指名停止等の措置を受けても異議はないことを誓約します。

資本的関係又は人的関係に関する申告書

年 月 日

案件名

所在地
申告者 商号又は名称
(入札参加者) 代表者氏名 (印)

条件付一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第2号カに掲げる資本的関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申告します。

記

1 要領第5条第2号カ（ア）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者

① 親会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

② 子会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

2 要領第5条第2号カ（イ）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者

① 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

3 要領第5条第2号カ（ウ）又は（エ）に掲げる人的関係のある他の入札参加資格者※3

役員等を兼任している他の入札参加資格者は、次のとおりです。

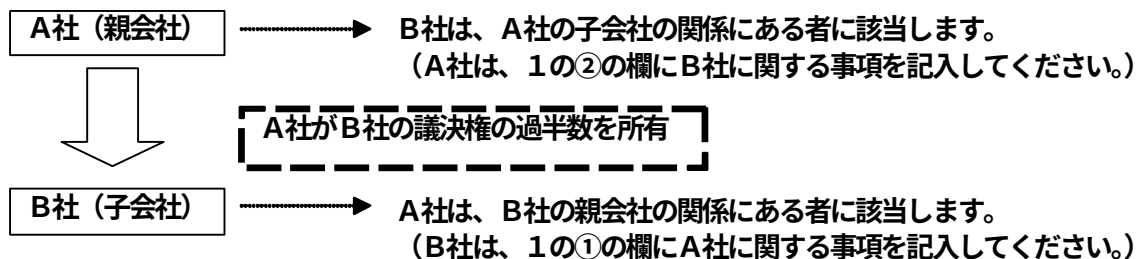
当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	所在市町村名	役職

（備考）

- ・ 記入の対象となるのは、福井市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限ります。
- ・ 入札参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成してください。
- ・ 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- ・ 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。
- ・ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。又、空欄の場合は「該当なし」として取扱います。
- ・ この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

I 1の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

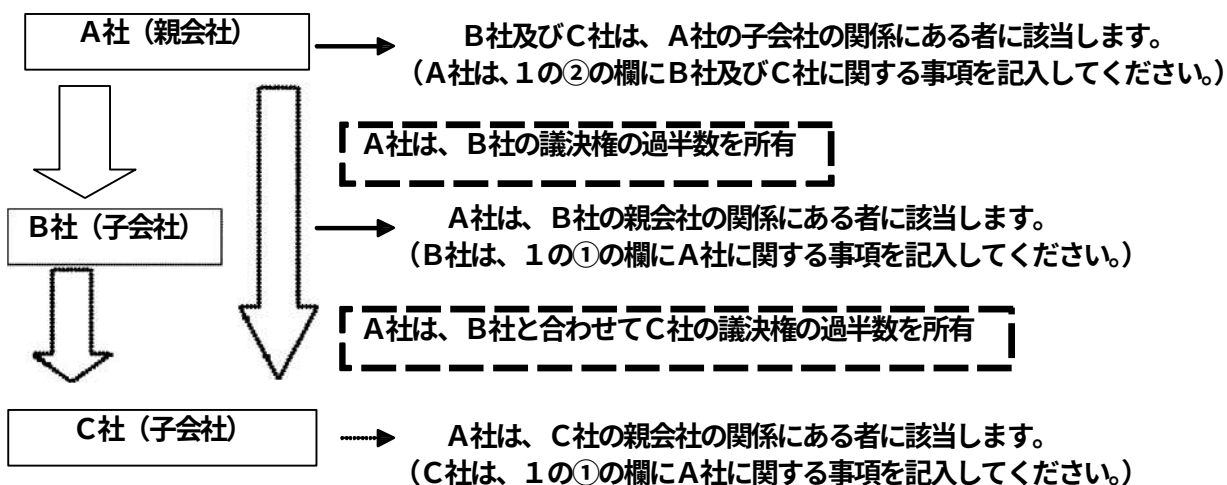
- (1) 一方の会社A※1、※2が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

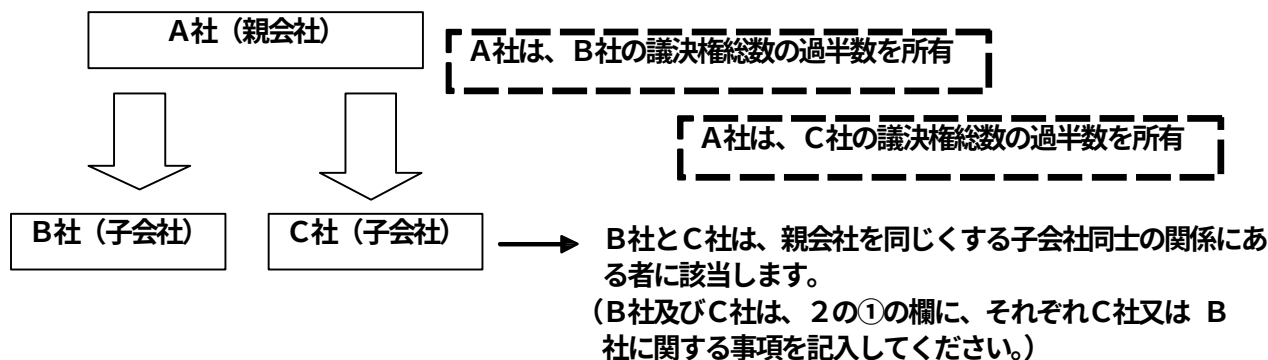
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる)を含みます。)を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係 (A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



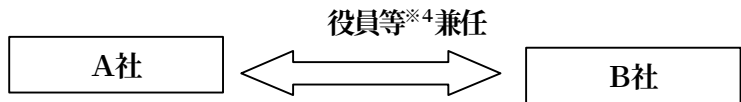
II 2の①に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社※3である場合におけるB社とC社の関係 (B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



※3 市の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無及び法人格の有無を問いません。

III 3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。



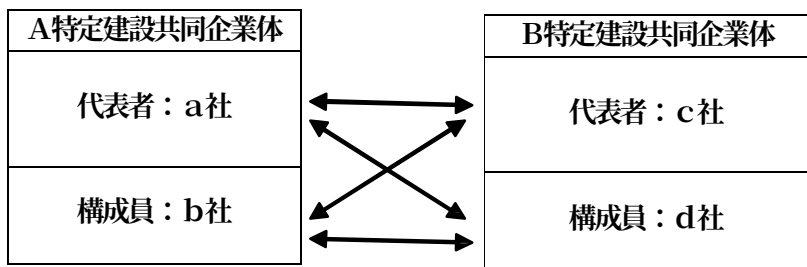
※4 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
- ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主
(監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。)

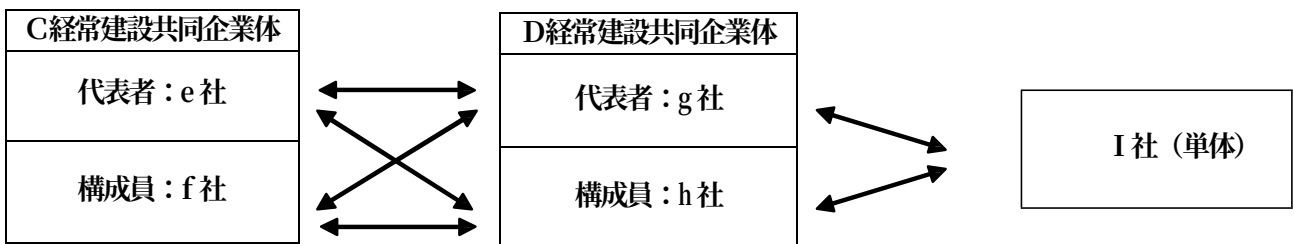
IV 入札参加者が共同企業体である場合の適用について

- (1) 矢印で結ばれた2社の間に、資本的关系又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。

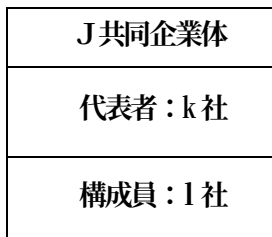
①特定建設工事共同企業体の場合



②経常建設工事共同企業体の場合



- (2) 矢印で結ばれた2社の間に資本的关系又は人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。



様式第5号

企業ID :
企業名称 :
代表者氏名 :

〇〇年〇月〇日

福井市企業管理者

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の調達案件に係る入札参加資格結果を、下記の通り通知します。

記

通知書番号 :
公告日 :
調達案件番号 :
調達案件名称 :

入札開始日時 :
入札書提出締切日時 :
内訳書開封日時 :
開札日時 :
設計額(税抜き) :
入札参加資格の有無 :
その他 :

内訳書の提出 :